



週刊 税のしるべ

第3610号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2024年

主な記事

- 古物商以外がフリマアプリ利用、経過措置適用可 2面
- 政府税調がEBPMで専門家会合 2面
- ふるさと納税に係るポイント付与禁止で告示改正 3面
- 日税連が7年度改正で建議書 3面

6年分路線価

全国平均は2.3%、3年連続上昇

長野・白馬村は投資行動活発化で32.1%

国税庁は1日、令和6年分の路線価等を公表した。全国約31万5000地点の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均値は2.3%上昇(前年は1.5%上昇)し、3年連続して上昇した。同庁ホームページでは、同日に6年分の路線価等を公開し、また、平成30年分からの路線価等を掲載している。

都道府県別で見ると、上昇率5%以上10%未満が北海道、宮城、東京、福岡、沖縄の5都道県(前年は北海道のみ)で、上昇率5%未満が岩手、秋田、山形、福島、茨城、埼玉、長野、千葉、神奈川、石川、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、山口、佐賀、長崎、熊本、大分、

宮崎の24府県(同24都府県)だった。横ばいは青森、静岡の2県(同2県)、下落率5%未満はそれ以外の16県(同20県)だった。全国的な特徴を見ると、景気が緩やかに回復している中、地域や用途により差があるものの三大都市圏・地方圏ともに上昇が継続するとともに、三大都市圏では上昇率が拡大し、地方圏でも上昇率が拡大傾向となり上昇基調を強めている。上昇率トップは、福

県別・地目別の「調整率」

県名(特定地域)	宅地	田	畑	山林
石川県(県内全域)	0.55~1.00	0.65~1.00	0.65~1.00	0.85~1.00
富山県(県内全域)	0.80~1.00	0.90~1.00	0.90~1.00	0.90~1.00
新潟県(県内全域)	0.80~1.00	0.90~1.00	0.90~1.00	0.90~1.00

能登半島地震で調整率公表

石川・富山・新潟の県内全域で

国税庁は1日、令和6年能登半島地震による被害を受けた「特定地域」内の土地等について、災害による地価下落の状況を反映した「調整率」を同庁ホームページに公表した。

「特定地域」は、石川県、富山県、新潟県

各国税局の標準宅地の評価基準額の対前年変動率の平均

国税局(所)	6年分(%)	5年分(%)
札幌	5.2	6.8
仙台	1.8	1.3
関東信越	0.8	0.5
東京	4.3	2.5
金沢	0.1	0.1
名古屋	1.5	1.1
大阪	1.8	0.7
広島	1.5	0.9
高松	▲0.5	▲0.7
福岡	4.3	3.3
熊本	1.1	0.8
沖縄	5.6	3.6
全国平均	2.3	1.5

の最高路線価を見る。上昇した都市は、37都市(前年は29都市)で、上昇率が10%を超えたのは、さいたま市と千葉市。上昇率が10%以上は、令和2年以來4年ぶりとなる。上昇率が最も大きかったのは、千葉駅東口駅前広場の14.9%(1平方メートルあたり23万円)。千葉駅東口の再開発が進み、一昨

年に複合施設「マインズ千葉」が開業、商業地としての地位が高まり、不動産市場は堅調に推移していることが要因だ。次に上昇率が高かったさいたま市の大宮駅西口駅前ロータリーは、11.4%(同529万円)だった。また、横ばいの都市は9都市(前年は13都市)、下落した都市は鳥取市のみ(同4都市)だった。下落率は、鳥取市米町若桜街道通りのマイナス3.1%(1平方メートルあたり9万4000円)で、最高路線価も47都市中で最

域内にある土地等を取得していた場合に、その取得時の時価でないもの(特定非常災害の発生直後の時価)により評価するために使う。特定地域内にある土地等では、「5年2月28日から5年12月31日までの間に相続等により取得した土地等」と、「5年1月1日から5年12月31日までの間に贈与により取得した土地等」に該当し、6年

1月1日(特定非常災害の発生日)に所有していたものの時価は、その取得時の時価による。特定非常災害の発生直後の時価(6年分の路線価等に調整率を乗じて計算)による。なお、特定非常災害の発生日以後の6年1月1日から同年12月31日までの間に相続等または贈与により取得した特定地域内にある土地

退傾向で空き店舗が目立ち、市場が低迷していることが要因だ。全国で路線価が最も高かったのは、東京都中央区銀座5丁目銀座中央通りの「鳩居堂」前の1平方メートルあたり424万円(3.6%上昇)で、39年連続トップとなった。

税務署別で最も上昇率が大きかったのは、長野・大町署管内の北安曇郡白馬村大字北城村道和田野線の32.1%(1平方メートルあたり3万7000円)で、コロナ終息により村内観光地の収益が回復し投資行動が活発化、スキ

今の顧問報酬は適正額ですか?

タイムチャーj

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単に行えます。

1名様 220円/月(5名様より)

SOUCHI 創知株式会社

www.souchi.jp

●信頼いただける財協の税務関係図書●

大蔵財務協会 編 ▼B5判・650頁・定価3520円(税込)

令和6年版 源泉所得税

源泉所得税に関する基本的事項を図表やフローチャートを用いて体系的に解説。今回の改訂にあたっては、令和6年分所得税の定額減税をはじめ、源泉徴収の対象とされる報酬・料金の範囲の改正やストックオプション税制の利便性の向上を図る措置といった令和6年度税制改正、並びに一簡易な扶養控除等申告書の取扱いの概要を織り込み更に内容を充実。

石橋 茂 編著 ▼B5判・850頁・定価3740円(税込)

令和6年版 地方税

地方税の全体の構成から個別税目毎に制度の仕組みや内容まで、図やフローチャートを用いて解説をした地方税制度理解の必携書。地方税における令和6年度税制改正(令和6年度分個人住民税の定額減税のほか、外形標準課税の適用対象法人の見直し、森林環境譲与税の譲与基準の見直し)を織り込んだ最新版。

望月文夫 著 ▼B5判・640頁・定価3630円(税込)

令和6年版 国際税務

国際税務の幅広い項目について、図表・イラストをふんだんに盛り込み、初学者にも分かりやすい親切的構成により網羅的に解説。今版からは、OECD/G20のBEPS包括的枠組みを受けて整備が進むデジタル課税の章を新設。ピラー1市場国への新たな課税権の配分、ピラー2「国際最低課税額」に対する法人税(グローバル・ミニマム課税)の創設」等の要点をわかりやすく解説。

馬場光徳 編 ▼B5判・900頁・定価3740円(税込)

令和6年版 法人税

法人税に関する基本的事項を図表やフローチャートを多用して体系的に解説。今回の改訂に当たっては、賃上げ促進税制、交際費等の損金不算入制度及び中小企業事業再編投資損失準備金制度等の見直し並びに特許権等の譲渡による所得の課税の特例(インベシジョンボックス税制)や戦略分野国内生産促進税制の創設等といった令和6年度税制改正を織り込み更に内容を充実。

濱田正義 編 ▼B5判・720頁・定価3520円(税込)

令和6年版 消費税

プラットフォーム課税の創設、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例における判定対象者に係る金額基準の見直し、金銭等取得した事業者等の特例点制度等の制限、国外事業者における事業者免税点制度の特例等を見直しなど、令和6年度税制改正に加え、消費税法基本通達、消費税法経理通達を始めとしたインボイス制度の施行に伴う見直しを踏まえた最新版。

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい

TEL:03-3829-4141 FAX:03-3829-4001

一国税務速報センター(電子版)への電子版、アクセスは、次のアドレスで! <https://www.zaikeyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

古物商以外がフリマアプリ等で仕入れも経過措置適用可

インボイス制度多く寄せられる質問

国税庁は6月26日、インボイス制度に関して多く寄せられる質問を更新した(7月1日号一面参照)。追加された質問「フリマアプリ等により商品を仕入れた場合の仕入税額控除」では、80%・50%経過措置の適用関係が示されており、古物商以外の者がフリマアプリ等で商品を仕入れた場合には、80%・50%経過措置の適用は可能としている。そして、帳簿に記載すべき「課税仕入れの相手方の氏名又は名称」などは、「フリマアプリ等の名称及び当該フリマアプリ等におけるアカウント名」として差し支えないとしている。回答では、フリマアプリ等の取引画面及び帳簿のイメージなども掲載されている。

帳簿に記載すべき相手方の氏名などの取扱いも示す

古物については対価の総額が1万円以上である場合、一定常、想定されないことあり、1万円未満及び区分記載請求書等でも一定の場合、古物営業法上、本人確認や古物台帳への記載義務が生じることから、結果として、そうした物の仕入先については仕入先住所、氏名、職業及び年齢の確認ができないような場合は生じ得ないとしている。

確定申告書案を公表

6年分所得税 定額減税に伴い税額控除の記載欄を新設

国税庁はこのほど、令和6年分の所得税等の確定申告書案を公表した。5年分の所得税等の確定申告書等様式から変更のあった主な様式が掲載されている。申告書第一表では、定額減税の実施に伴い、6年分特別税額控除額を記入する欄が新たに設けられている。

税制や予算の分野でEBPM(証拠に基づく政策立案)という言葉が広く使われるようになってきた。内閣府のホームページに掲載されている説明によると、EBPMとは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策的根拠を明確化した上で合理的根拠に基づいたものとすることを指すという。★ここでひとつの疑問が頭をよぎる。それでは、これまでの政策立案は何に基づくものだったのか。「その場限りのエピソード」とは一体何なのか。要は、思いつきであったり、声の大きい者に押し切られてきただけだったのではないのか。★新たな取組みをする際には、これまでの問題点をしっかりと検証する必要がある。そうでなければ、気づかないうちに、過去と同じ過ちを繰り返してしまうおそれがあるように思う。(こ)

政府税調 税制のEBPMで専門家会合

与党税調の議論開始までに意見集約へ

政府税制調査会の税制のEBPMに関する専門家会合(座長・赤井伸郎大阪大学大学院教授)は6月28日、設置後初めての会合を開催した。同専門家会合は、政府全体でEBPMの取組みが進む中、税制でも客観的なデータに基づき、その有効性等の検証を行う必要性が高まっていることを受けて、政府税調総会での議論の素材を整理するために設けられた。

会合では、はじめに赤井座長が①「成長志向の法人税改革」の振り返り、②租税特別措置の効果検証、③EBPM推進のための体制整備の三つを柱とする今後の検討の視点を提示。これら視点に基づき、

引き続き議論では、参加者から、具体的なEBPMの進め方について海外の先行研究を参考にすべきとの意見や、国や地方が持っている税務データをもう少し使えるようにすべきといった意見などが出た。

令和6年度の与党税制改正大綱では、与党税調でEBPMの取組みを毎年確認し、同取組みを加速化させていく旨が盛り込まれている。同専門家会合は、

この確認に役立てるため、例年11月中旬以降に始まる与党税調の翌年度税制改正に向けた議論の前までに何らかの意見集約を行う見込みだ。

相基通など複数の通達を改正

6年度税制改正等に対応

国税庁は6月28日、「租税特別措置法(株令解釈通達)」、「租税特別措置法に係る所得税の取扱い(源泉所得等)の一部改正について(法令解釈通達)」、「法令解釈通達」をそれぞれ

一部改正について(法令解釈通達)、「租税特別措置法(株令解釈通達)」、「租税特別措置法に係る所得税の取扱い(源泉所得等)の一部改正について(法令解釈通達)」、「法令解釈通達」をそれぞれ

いづれも令和6年度税制改正等に伴い、所要の整備などを図ったもの。また、1日には、「国税通則法基本通達(徴収部関係)の一部改正」について(法令解釈通達)などを公表している。こちらは、5年度税制改正において、

国際最低課税額に対する法人税が導入されたことに伴い、納税証明書の交付等について所要の整備を図ったもの。

財務省・国税庁異動

(1日)

大臣官房付(名古屋国税局長) 吉沢浩二郎
兼名古屋国税局長心得(名古屋国税局総務部長) 小森 敦

国税庁長官官房人事課付(カシノ管理委員会事務局監督調査部財務監督課課長補佐) 三瀬 智子

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事

(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

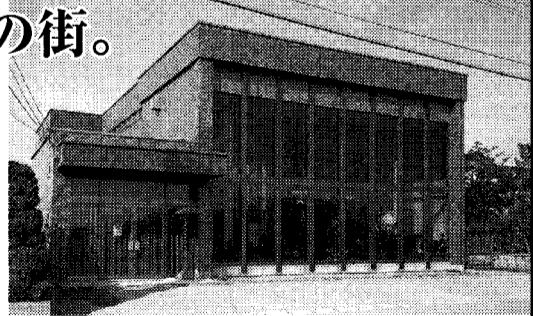
大蔵財務協会人事(6月30日)

大蔵財務協会人事(6月30日)

高岡は、銅器の街。

豊富に揃った

「神社・寺院用 仏具展示場」



神社・寺院用仏具

高級美術品

各種記念品製作卸



株式会社 青銅社

本社 〒933-0806 富山県高岡市赤祖父94-1 TEL(0766)25-1139(代)
FAX(0766)25-5231
仏具展示場 〒933-0806 富山県高岡市赤祖父252 TEL(0766)21-8836
(問屋センター入口)

地域に貢献する

優良企業

立山

太子白斗
詩百篇
長安市上
酒家眼
天子呼來
不上船
自稱臣是
酒中仙

ふるさと納税

ポイントの付与禁止で告示等を改正

通常のクレカ支払時のポイントは対象外

総務省は6月28日、松本剛明総務相が同日25日の会見で発表した(7月1日号2面参照)とおり、ふるさと納税でポイント等を付与するポータルサイト(仲介)事業者等を通じた自治体による寄附募集の禁止等を目的に、ふるさと納税の指定基準を定めた告示とQ&Aをそれぞれ改正した。民間事業者等が返礼品等を強調した宣伝広告を行うことも禁止する。ポイント等の付与に係る規制は令和7年10月から、同規制以外は6年10月からそれぞれ適用する。

楽天は改正告示の撤回を求める声明

ポイント等に係る規制に伴って提供されるものには相当するものを除くとして、例えは通常のクレジットカードでの支払で貯まるポイントは規制対象とはならない。ただ、仲介サイトから寄附に付随してポイントが付与される場合のほかに、ポイントサイト等を経由して仲介サイトに移動し、寄附を行った際にポイントサイト等からポイントが付与される場合やクレジットカード会社が付与される場合など、ポイントの付与が追加的にポイントを付与する場合は規制の対象となる。また、返礼品の相場基準(返礼品を地場産品とする)を定める基準(関連し、通常の商取引に係る決済

行った際にポイントサイト等からポイントが付与される場合やクレジットカード会社が付与される場合など、ポイントの付与が追加的にポイントを付与する場合は規制の対象となる。また、返礼品の相場基準(返礼品を地場産品とする)を定める基準(関連し、通常の商取引に係る決済

電子帳簿保存法 Q&Aを改訂 問合せの多い質問を反映 国税庁は6月28日、電子帳簿保存法一問一答(Q&A)を改訂した。電子帳簿・電子書類関係、スキヤナ保存関係、電子取引関係の三つのQ&Aすべてに変更が加えられた。このうち、電子帳簿・電子書類関係とスキヤナ保存関係の改訂で

は追加の問合せはなく、文言の修正等のみだった。また、六つの問合せが追加された電子取引関係の改訂では、前回のQ&Aの改訂後に寄せられた質問をまとめた「お問合せの多いご質問」の内容と、4月24日に大阪国税局が公表した電子取引関係の文書回答(5月13日号3面参照)の内容がそれぞれ反映されている。

調書方式に対応した金融機関(令和6年5月時点)

Table with 3 columns: マイナンバー等を記載する方式, 金融機関名, 対応を開始する年. Includes entries for 京都中央信用金庫 and 埼玉縣信用金庫.

未残高証明書を税務署に提出する手続について、これまでの納税者が年次納税の際に提出していた金融機関が掲載されている。掲載されるのは公表に同意した金融機関となっており、6年5月時点として二つの金融機関が掲載されている(表参照)。納税者は、今回の手続の変更に伴い、調書方式に対応した金融機関から借入れについて住宅ローン控除の適用を受ける場合、金融機関に「住宅ローン控除の適用申請書」を提出する必要がある。

1泊5万円を超える宿泊や甚大な災害の被災地での宿泊(発災の次の指定期間)を対象外とする。このほか、返礼品として提供される食品の産地偽装が複数の自治体で表面化したため、食品の産地の適正な表示の確保を目的に、自治体が行った点の調査等を行うことができ旨を返礼品等の提供事業者との契約に定めることなども告示に明記した。なお、今回の告示等の改正への反応の一つとして、仲介サイト大手の楽天は、ポイント付与禁止について「地

方自治体と民間の協力、連携体制を否定するもの」「地方の活性化という政府の方針にも大きく矛盾」するなどとし、改正告示の撤回を求める旨の声明を発表している。6年1月1日以降に居住を開始した者について、対応が完了した金融機関等から順次、調書方式に移行するとされており、国税庁ホームページにおいて、対応が完了した金融機関が掲載されている。

住宅ローン控除の「調書方式」 令和6年分以降の所 得税等の申告等から、住宅ローン控除の適用に係る手続について、これまでの納税者が年次納税の際に提出していた金融機関が掲載されている。掲載されるのは公表に同意した金融機関となっており、6年5月時点として二つの金融機関が掲載されている(表参照)。納税者は、今回の手続の変更に伴い、調書方式に対応した金融機関から借入れについて住宅ローン控除の適用を受ける場合、金融機関に「住宅ローン控除の適用申請書」を提出する必要がある。

等には提出する「証明書方式」から、金融機関が税務署に年末残高調書を提出する「調書方式」にする運用が始まる(3月18日号2面参照)。6年1月1日以降に居住を開始した者について、対応が完了した金融機関等から順次、調書方式に移行するとされており、国税庁ホームページにおいて、対応が完了した金融機関が掲載されている。

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は6月27日、田直樹会長)は6月27日、て見直しを行うとともに、「令和7年度税制改正に関する建議書」を取りまとめ公表した。日税連では建議書に当たって、「公平・中立・簡素」の3要素の重要性を踏まえながら、担税力に即した公平な税負担、中立的で簡素な税制など五つの視点を柱としている。

日税連が7年度税制改正で建議書

担税力に即した公平な税負担など五つの視点

7年度では、①少子化対策について、税制面での検討を行うこと、②年末調整の実施時期および所得税の確定申告期間を拡大すること

中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること、④消費税の軽減税率制度を廃止し単一税率制度に戻し、インボイス制度導入に伴う各種特例措置について適用期限を延長すること、⑤雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」について

このうち例えば①では、年少扶養親族や高校生世代の扶養親族に係る所得控除と給付等との併用などを掲げ、少子化対策の一助となる

整をやり直すケースが生じることがあると指摘、年末調整は翌年1月未までに行うものとして、給与支払者の事務コストを軽減すべき、少子化対策の一助となる

う公正な取引を確保する見地から有効であり、8年9月30日とされている期限については、大規模な災害が生じた場合において、その都度特例的取扱いを行うことは適時の対応が困難になることから、災害が生じた年の純損失額の繰戻しによる還付を可能とする恒久的な措置等を検討すべきとしている。

株式会社 マルエイ 代表取締役社長 澤田 栄一 本社: 〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101 http://www.maruei-gas.co.jp/

maruta 新しい物流サービスを創造していく service creation 丸太運輸株式会社 代表取締役社長 高村 重好 マルタスカイワーク 高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。 名古屋市南区加福本通2丁目19番地 TEL: 052-611-1151

MY WILL SUSTAINABLE & TECHNOLOGY 地球環境に配慮した素材とテクノロジーで持続可能な未来へ ライフスタイル提案商社 TOYOSHIMA 豊島株式会社 www.toyoshima.co.jp

続 傍流の止論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣 2

去る3月25日、日本税理士会連合会(日税連)税制審議会から、「少子化社会における税制のあり方について」(答申)が公表された。同審議会には、私自身、20年余り特別委員として務めさせていただいているので、毎年、答申を楽しみにしており、今年のテーマは関心もあつたので熟読させていただいた。

少子化問題については、長年、出生率が低下し、いずれは日本民族が滅亡することが予測されるまで迫っており、最も喫緊を要する深刻な問題である。しかし、種々の議論が行われ、政策提言も行われているが、今もって有効な施策が行われていないのも事実である。そのため、現政権においても、児童手当の増額等が実施されつつあるが、その政策効果も見えないところがある。

そもそも少子化対策の核心は、「子どもを増やすこと」にあるが、そのためには、「子どもを産み育てる」ことの尊厳性を認識することにはかならない。戦後教育の最大の問題は、「個人の自由」の保障にあつたが、「子どもを産み育てる」ことは、その自由を最も犠牲にすることになる。しかし、その犠牲よりもはるかに大きな「尊厳」があるはずである。その「尊厳」を理解できる教育と社会環境こそ、最大の少子化対策になるはずである。

そのため、そのことを税制でサポートすることは、おのずから限界があるが、それでも重要な施策があるはずである。その点、前述の日税連答申は、少子化社会全体の現状と問題を分析検討し、税制のあり方全体を提言している。その中で、少子化対策に直結する所得税制のあり方については、次の点(要旨)である。

○ 課税単位のあり方

「課税単位は、担税力に則した公平な税制を実現するに相応しいものでなければならぬが、これまで見たように、公平や中立からのアプローチは一律ではなく、諸外国では、その時

代の社会情勢を踏まえ、種々のファクターのいずれを重視するかによって課税単位を決めている。我が国においても、少子化に歯止めをかける税制を構築するという観点から、世帯単位課税の導入を検討する必要があると考えられる。△中略△例えば、一定の現役子育て世代に世帯単位課税の選択を認めるといった制度のあり方を検討する必要がある。」

○ 配偶者控除のあり方

「少子化の大きな要因に、子どもの養育にかかる経済的負担の問題があり、これに対する方策は、何よりも子育て世帯の所得を増やすことである。しかし、配偶者がパートタイム労働をしている世帯の多くが就業調整をしているという現状は、この方策の障壁になっていると考えられる。したがって、働くことを希望する者が就業調整を意識することなく働くことができる環境を整備する必要がある。ところで、配偶者控除及び配偶者特別控除に対しては、その存在が既婚女性を家庭内に留め、女性の社会進出を阻害する要因となっているとの批判がある。△中略△これらの問題を解決するために、税制においては配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止し、さらに、社会保険制度においては原則としてすべての被雇用者への社会保険の適用を検討すべきである。」

○ 扶養控除のあり方

「扶養控除も課税最低限を構成する基礎的な人的控除であり、子どもを対象とする給付と税制上の人的控除は本質的に異なるものであるから、児童手当等の給付を理由に、扶養控除額を引き下げることは適当ではない。したがって、扶養控除の対象者に年少者を含めるとともに、高校生年代の者に係る扶養控除の額についても引き下げるべきではない。」

この答申では、前述の3点のほか、医療費控除、給付付き税額控除、雇用主の措置、教育費に関する減税等についても提言しているが、これらの重要性に鑑み、本稿での紹介は省略する。その上で、右の3点については、それぞれ論点をもう少し深掘りし、その提言の是非を検討することをとする。

少子化と税制

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■ 税理士 若林 俊之

2



会計や税務、あるいはこれに関連する業務のデジタル化のためには、以前から利用されているオンプレミス(事業所内にサーバーやアプリケーションを設置して運用する方式)なシステムだけでなく、クラウドサービスの利用も重要になります。そこで、インターネットを介してアプリケーションを利用したり、データの保存をしたりするクラウドサービスの内容や利点について検討しておきたいと思います。

総務省が公表する「令和5年通信利用動向調査」によれば、クラウドサービスを利用する企業の割合は77.5%に達しており、その約9割近くが効果を実感しているとされています。毎年のように利用者は増加傾向にあるため、現在ではより多くの利用割合になっていると考えられます。またその利用内訳についても、上位にはファイル保管・データ共有(データストレージ)、電子メール、社内情報共有に続いて財務会計や給与のシステムも入っており、会計・税務のデジタル化にとって切り離せないサービスになってきているといえます。

そのクラウドサービス利用のメリットとしては、右表のようなものが考えられます。

反面、インターネット環境が必須であることや、システムの

導入が簡便	インターネット環境があれば利用できるため、新たにインフラ整備をする必要がなく、導入時の人的負担やコストが大幅に削減できる。
管理が不要	クラウドサービスは提供者側で更新やメンテナンスを行うため、自社内で保守管理する手間が生じない。
場所の制限がない	インターネット環境があれば利用できるため、自社内に限らず、外出先やリモートワークでも使用できる。また、スマートフォン等の携帯端末からでも一定の利用ができるため、ポータビリティに優れる。
データ保全の優位	クラウド上のサーバーへのデータ移管もできるため(自社サーバーとの共有も可能)、多重的なバックアップができる。

カスタマイズに制限があること、サービスの利用状況やセキュリティについて、サービス提供者への依存度が高いということなどはデメリットといえるかもしれません。また、クラウドサービスへのアクセスは、例えばIDとパスワードの入力のみで可能といったケースも多いことから、利用者とそのID管理の徹底も必要となります。

オンプレミスとクラウドサービスで、どちらかが圧倒的に優位ということはありません。業務の内容や環境、人員やコスト等を鑑みて、双方の利点を複合的に取り込み、より適したシステムの運用を検討することが重要だと考えられます。

クラウドサービスでは、一定の期間、一定の容量、一定の機能までであれば無料で使用できるようなケースも多くあります。こうしたサービスも利用しながら、最適と考えられるシステムの構築を検討してみて頂ければと思います。

クラウドサービスの利用 導入が簡便、管理が不要などのメリット

いつの時代にも 人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業

吉村建設工業株式会社

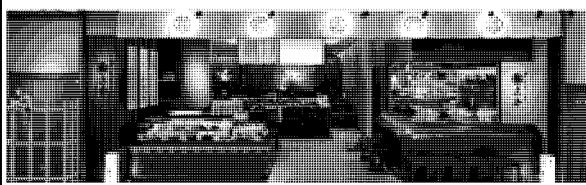
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗

【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/

《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店



土井 窯炊き立てごはん

大原本店・京都駅八条口店・祇園店



NIPPLA

各種切断砥石



日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

裁決事例集

201

裁決のポイント

病院へ通院するために要した自家用車のガソリン代、高速道路利用料金などを医療費控除の対象とする医療費には該当しないとされた事例

審査請求人は所得税等の確定申告をした後、病院へ通院するために要した自家用車のガソリン代、高速道路利用料金、駐車場利用料金が医療費控除の対象となる医療費に含まれていなかったとして更正の請求をした。これに対し、原処分庁がガソリン代等は医療費控除の対象となる医療費に該当しないと更正をすべき理由がない旨の通知処分をしたため、請求人が処分の取消しを求めていた事案で、国税不服審判所は、ガソリン代等は所得税法施行令207条3号に掲げる病院、診療所または助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価とは認められないなどとして、処分は適法だったと判断した(令和5年11月6日付、公表裁決)。

事案の概要

請求人は平成30年分、令和元年分、2年分の所得税等について、それぞれ青色の確定申告書でいずれも法定申告期限までに申告した。なお、請求人は病院へ通院するために要したとする自家用車のガソリン代、高速道路利用料金、駐車場利用料金(本件ガソリン代等)を請求人が算定した各年分の医療費控除の対象となる医療費の金額に含めていなかった。ガソリン代等の合計額はそれぞれ30年分が7万3338円、元年分が4万2490円、2年分が4万1111円だった。請求人は各年分の医療費控除の対象となる医療費の金額に本件ガソリン代等の合計の金額が含まれていなかったとし

通院に要した車のガソリン代、高速料金などは医療費控除の対象となる医療費に該当せず

編集部編

て、各年分の所得税等について、それぞれ医療費控除の額および所得税等の還付金の額に相当する税額を記載して更正の請求をした。原処分庁は各更正の請求に対し、4年6月28日付で更正をすべき理由がない旨の各通知処分をした。

争点は、本件ガソリン代等が医療費控除の対象となる医療費に該当するか否か。具体的には、所得税基本通達73-13(医療費控除)の範囲に該当する医療費に該当するか否か。

請求人の主張

所得税基本通達73-13(本件通達)は、所得税法施行令207条(医療費)の範囲(1)号に掲げる医師または歯科医師による診療または治療の対価には、それに付随または関連する費用として通院費が含まれる旨を明らかにしたものであるから、本件ガソリン代等も医師等による診療等を受けるための通院費として医療費控除の対象となる医療費に該当する。

審判所の判断

本件通達は、医師等による診療等を受けるため直接必要な費用について医療費控除の対象となる医療費に含まれるものとする旨の取扱いを定めている。このような取扱いは、社会保険制度の充実や医療技術の進歩に伴い、医師等が行う診療等それ自体の対価よりも、これに付随ないし関連する費用の負担の方が重くなっているという実情や医療費控除の制度が異常な出費に伴う負担の軽減を調整する措置であるという趣旨を踏まえ、医師等による診療等を受けるための通院費で通常必要なものを本来の医療費の支出に不可欠な一定の付随的費用として医療費に含めたもので、本件通達の取扱いは当審判所も相当であると認める。

もともと、所得税の公平な負担を図るため、医療費控除の対象となる医療費の範囲は所得税法73条2項および所得税法施行令207条の規定で限定されている。同令207条の規定中、旅費や交通費で医療費控除の対象とされているのは

同条3号に掲げる病院、診療所または助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価に限られていることからすると、本件通達にいう通院費の取扱いは、あくまで同号の解釈として許容される範囲内に限るものと解することが相当である。したがって、本件通達にいう通院費は人的役務の提供の対価に限られると解するのが相当である。

請求人は同令207条1号にいう医師または歯科医師による診療または治療の対価には通院費が含まれると解すべき旨を主張する。しかし、通院費は病院等へ往復するための旅費や交通費であって、医師または歯科医師による診療行為または治療行為に対して支出されるものでも医療機関に対して直接支払われるものでもない。そして、法令が医療費控除の対象となる医療費の範囲を限定していることに照らせば、同令規定の対価に通院費が含まれると解することはできない。

また、請求人は法人であるバス等の運送事業者は人的役務(労務)の提供をすることはできないし、乗務員の人的役務(労務)の提供先は運送事業者であって利用者ではないことからすれば、人的役務の提供の対価に該当する通院費を觀念すること自体ができない旨も主張する。ただ、同号に掲げる病院、診療所または助産所へ収容されるための人的役務の提供の対価については、例えば、病状からみて急を要する場合にタクシーを利用して入院したときのタクシー代などがこれに当たると解され、そうすると、病院等へ通院するためのバス等の運賃等も同号の解釈として定められている本件通達にいう通院費に含まれると解するのが相当である。そして、本件通達にいう通院費は、人的役務の提供の対価に限られると解するのが相当であるところ、本件ガソリン代等はいずれも商品の購入の対価として支出されたもの、または設備もしくは施設等の利用の対価として支出されたものに基づき、人的役務の提供の対価とはいえないものであるから、本件通達にいう通院費に該当しないと認められる。

注目の二冊

図解 消費税

濱田 正義 編

200万円を超える金地金等を取付した場合の事業者免税点制度、簡易課税制度の適用の制限、一の免税事業者等から行う経過措置(8割・5割控除)の対象となる課税仕入れの合計額がその年又は事業年度で税込10億円を超える場合に経過措置の適用対象外とする措置、仕入税額控除に係る帳簿の記載事項の見直し、免税購入品と知りながら行った課税仕入れに係る仕入税額控除の制限など令和6年度税制改正に加え、消費税法基本通達、消費税経理通達を始めとしたインボイス制度の施行に伴う見直しを踏まえた最新版。

新設のプラットフォーム課税の項目では、デジタルプラットフォームや特定プラットフォーム事業者の要件・指定やその公表・通知に加え、本制度の対象とならない場合などを盛り込む。

また、特定新規設立法人の納税義務の免除の特例における判定対象者に係る金額基準の見直し、外国法人が国内において事業を開始した場合の納税義務の免除の特例の見直しなどの制度改正にも対応。

B5判、720ページ。定価3,520円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1411、FAX03-3829-4001)。



昭和木材株式会社

本社：旭川市2条通23丁目右1号
TEL(0166)31-4781 FAX(0166)31-4785
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目1番3号
TEL(0166)82-7477 FAX(0166)82-5601
住宅事業部：旭川市2条通23丁目
TEL(0166)31-3120 FAX(0166)120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・2×4パネル〉
石狩市新港南1丁目(石狩工場団地内)
TEL(0133)64-3188 FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4-2
TEL(0186)50-6555 FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県紫波郡矢巾町流通センター南3丁目8-3
TEL(019)638-5888 FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
TEL(022)788-2401 FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
TEL(017)763-0872 FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳3丁目20-21
TEL(03)3521-6911 FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市港区藤前3丁目501番
TEL(052)303-2130 FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
TEL(072)436-7333 FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
TEL(0877)64-6670 FAX(0877)64-6671

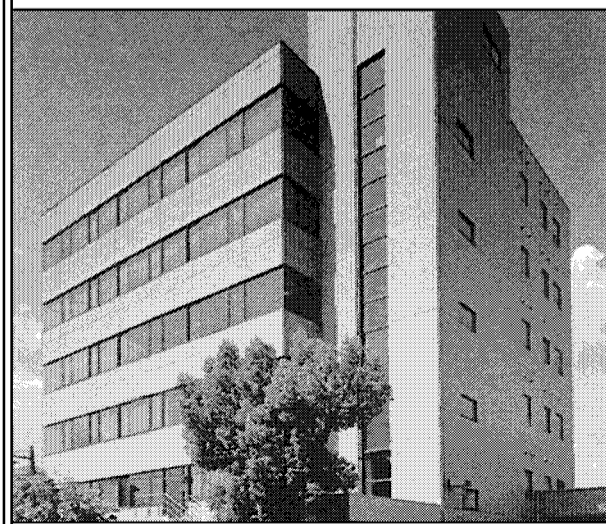
精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光興産特約販売店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2675
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

ENEOS株式会社 特約店
ENEOSグローブ株式会社



武重商会

本社 上田市常田2丁目 電話 上田22-6111(代表)
長野支店 長野市居町 電話 長野243-6100(代表)
松本支店 松本市高宮東1-30 電話 松本27-6111(代表)

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 2

対象となるフリーランス

フリーランス保護法において保護の対象となるフリーランスは、「特定受託事業者」とされています。

この特定受託事業者の定義は、「業務委託の相手方である事業者であって、従業員を使用しないもの」となっています。企業に属さず個人で働くだけでなく、従業員のいない法人(例えば、一人社長)も対象となります。

また、業界や業種の限定もありませんので、カメラマンやプログラマーなどのように、フリーランスとしてイメージのしやすい職種だけでなく、税理士な

従業員のない法人も“フリーランス”

どの土業、一人親方と言われるような建築・建設現場の職人も特定受託事業者に含まれます。また、年齢制限もありませんので、高齢者も対象となります。

従業員を使用しているか、使用していないかは、組織としての実態の有無が判断の基準になります。組織であるかどうかについては、ある程度継続的な雇用関係が前提になってきますので、短時間、短期間のような一時的に雇用される者は、組織としての実態を備えていることにはならず、従業員には含まれないという整理がされています。

具体的には、「従業員を使用」とは、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上雇用されることが見込まれる労働者を雇用することとなっています。

紹介予定派遣として、①1週

間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、②継続して31日以上労働者派遣の役務の提供を受けることが見込まれる派遣労働者を受け入れる場合には、当該派遣労働者を雇用していないものの、「従業員を使用」に該当するとしています。

一方、事業に同居親族のみを使用している場合には、「従業員を使用」に該当しないとしています。

対象となる発注事業者

フリーランス保護法において規制の対象となる発注事業者は、「特定業務委託事業者」とされています。

特定業務委託事業者の定義

は、「特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用するもの」となっています。これは、組織として事業を行っていることを示すものです。

下請法のように資本金区分の設定はありませんので、下請法では保護の対象となる中小企業や小規模事業者も、フリーランス保護法では規制の対象となる特定業務委託事業者に含まれます。

なお、特定受託事業者に業務委託をする事業者であって、従業員を使用しないものについては、「業務委託事業者」として定義され、取引条件の明示義務が課されます。つまり、フリーランスに業務委託をするフリーランスも、この義務の対象となります。フリーランス間の取引で課される義務は、この取引条件の明示義務のみとなります。

税の書物をひも解く

2

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣



語学の学びに欠かせないのが辞典である。法学の場合はどうだろうか？ 法学部に入学したのは、ちょうど30年まえ。現在大学に勤務しているのに、法学部の新入生にハンディな六法と法律用語の辞典を、大学の購買部などがセットで販売していることを、なんとなく知っている。わたしも法学部に入学したときに、六法と法律用語の辞典を必要なものと思い、購入した記憶がある。すべての検索ができた当時、教授の口から放たれる専門用語についていけなかった。何度も挫折しそ

税法用語辞典

岩崎政明、平野嘉秋 共編

大蔵財務協会

知ったつもりになったあとに、鋭くされる

大学卒業後も司法試験に3年連続で不合格となるなど、挫折体験のオンパレードだった。苦難を与え続けたのが、法学なのである。それでも毎日六法を読み1日13時間の勉強を何年も続け、2割の合格率だった旧司法試験に4回目の受験で合格した。そのころに、法律用語の辞典を引いて役立ったという印象は、ほとんどない。大学生のころは、

説明そのものがまた専門的にみえたからだろう。司法試験の勉強でも法律用語の辞典は使わなかった。こうした経験から、法学の学習に不可欠なのは、条文、判例、体系書であると断言できる。これに対して、法律用語の辞典が法学学習に必須という話は、聞いたことがない。弁護士になってから、仕事として

たときに、遅ればせながら訪れた。用語の解説が主眼でない体系書では、事項索引を使ってもたどり着けないことが、意外と多い。用語の解説もないままに使われている言葉も普通にある。それが体系書である。『税法用語辞典』は、そんなことから歯痒い思いに至ったとき、無性に読みたくなり手に入れた。知らない言葉が税法には、まだあるかもしれない。知っているつもりで、誤解していた言葉もあるのではないか。その世界を知ったつもりになったあとに、ようやく鋭くささるようになる。そもそも、それが辞典なのかもしれない。ひも解けば、そこに必ず発見があるだろう。

多くを分かったと思った先に、ようやく細部や根本を知りたくなる。辞典は、この好奇心に答えてくれる。五十音順で引くことができる。基本から具体例なども確認できる。

税法にかかわり始めた。税法を授業などで教わったことが殆どなく、独学でやってきた。実務をしながら、税法の六法、判例百選、金子租税法などの体系書を渉猟してきた。税法務家のころにはなかったと思う。きっかけは、じつはごく最近のことである。その機会は、地方税も含めた税金を網羅する本の執筆を考え

たときに、遅ればせながら訪れた。用語の解説が主眼でない体系書では、事項索引を使ってもたどり着けないことが、意外と多い。用語の解説もないままに使われている言葉も普通にある。それが体系書である。『税法用語辞典』は、そんなことから歯痒い思いに至ったとき、無性に読みたくなり手に入れた。知らない言葉が税法には、まだあるかもしれない。知っているつもりで、誤解していた言葉もあるのではないか。その世界を知ったつもりになったあとに、ようやく鋭くささるようになる。そもそも、それが辞典なのかもしれない。ひも解けば、そこに必ず発見があるだろう。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年度の法人税申告における黒字申告1件あたりの所得金額になります。

答え = , 万円

予想難易度 : 7

		3	9	8		7		
7		6				5	8	4
9	8							B
3		C		9				2
		2	5			3	9	D
4				7				3
		A						9
	4	9	2			3		1
		5		4	9	2		

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月15日(月)

前回の答え 万件

豊かな経験、確かな技術。



㊤ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川



税務の申告と相談は

税理士法人 上坂会計

公認会計士 上坂 朋宏 税理士 片川 長州
税理士 倉田 一寿
行政書士

今立事務所 〒915-0256 福井県越前市赤坂町4号1番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所 〒918-8025 福井県福井市江守中2丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所 〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

南九間連が総会を開催

熊本局の初谷局長が記念講演



南九州間税会連合会(池部正紀会長)は6月13日、鹿児島市で第51回通常総会を開催した。写真。全国間税会連合会の役員や南九州4県内の各間税会の役員と会員、来賓として熊本国税局の初谷武志局長ら幹部、鹿児島県や同市の関係者、友誼団体の代表など約100人が出席した。

渋谷優法会が総会開く

フリーアナウンサーの小倉氏が講演

東京・渋谷優法会(八木原保会長)は6月24日、東郷記念館で第48回通常総会を開催した。総会には、渋谷税務署の板倉弘至署長をはじめとする幹部職員など多数の来賓が出席した。

佐藤署長招き総会開く

麹町法人会 大妻女子大・澤田氏の講演も

東京・公益社団法人麹町法人会(川村真志会長)は6月17日、都内の都市センターホテルで総会と講演会を開いた。来賓には、麹町税務署の佐藤寿一署長らが招かれた。

フードロスや食料問題学ぶ

札幌北法人会女性部会

公益社団法人札幌北法人会女性部会(犬嶋由香里部会長)はこのほど、札幌サンプラザで開催された通常総会を終了後、恒例の講演会を開催した。写真。



食料問題について学ぶ「う」をテーマに、部会員ら28人が参加して行われた。

拡大・強化と財政の確立▽消費税完納運動のさらなる推進などを決議した。

真。小倉氏は、プレゼンテーションにおいて大事な要素は言葉であるとして、具体的には①大きな声で話す、②ゆっくりはつきり話す、③しっかり目線を配って話す、④間をとって話す、⑤笑顔でまどめるといったことが重要であると語った。

租税教育活動の指導など決める 福岡県法連 一般社団法人福岡県法人会連合会(柴戸隆成会長)は6月14日、福岡市で第12回定時総会を開催した。写真。

2部長ら幹部、福岡県の関係者、友誼団体の代表ら約150人が出席した。

柴戸会長のあいさつ 後、①税知識の普及と納税意識の高揚の事業として大規模法人税務研修会等の開催、租税教育活動の指導・支援、②税制および税務に関する調査研究・提言に関する事業に税制改正提言の取りまとめ、③地域企業の健全な発展と地域社会への

指導活動の充実

福岡県青申告会連

研修会に携わった会員らにお礼を述べた。写真。

福岡県青申告会連(梅原祐治会長)は6月14日、福岡市で令和6年度定時総会を開催した。写真。県下各単位の役員と来賓として福岡国税局の岸本明課税第一部長、岡田達也個人課税課長らが出席した。

令和6年度事業計画として指導活動の充実強化、税制政策活動の推進、会員増強運動と

組織強化などを決めた。さらに最重点事業として▽インボイス制度について、登録申請書の提出を希望する会員の周知徹底を図るなど

を盛り込んでいる。

税務当局等と連携

佐賀県青申告会連

佐賀県青申告会連(池田博士会長)は6月17日、佐賀市で令和6年度通常総会を開催した。



池田会長は写真のあいさつに続き、令和6年度事業計画として①会勢拡大、②税制政策活動の推進、③会計ソフト「ブルーリタース」の普及に関する事業を決めた。このうち、会勢拡大には税務行政当局および商工団体との連携強化による記帳説明会や決算説明会の共同開催等を通じての入会勧奨などをあげている。

長野県民球団に感謝状を贈呈

長野署

長野県民球団は、マインバーカードを使用したスマホ申告体験や税の啓発ポスターの作成、また、税を考える週間の街頭広報といった税の広報活動に所属手を派遣するなど、日ごろから税の啓発活動に協力しており、署長感謝状が贈呈された。

長野署の田中署長は「信濃グランセローズの選手を派遣いただいたことにより、e-taxをはじめとするさまざまな広報を効果的に行うことができました」と感謝の言葉を述べた。

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。

酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
https://www.kontatsu.co.jp
https://www.issyusouden.com/

江戸時代的人形専門家 **人形の久月**

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑面/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180